

聖学院大学総合研究所 埼玉税法研究会主催／聖学院大学教育支援課共催  
第13回（2021年度）埼玉税法研究会  
修士論文構想報告会

第13回埼玉税法研究会「修士論文構想報告会」は、2021年11月13日（土）、9時10分から14時30分まで、7401教室で行われた。

参加者は、院生17名（2年次生10名・1年次生7名）、教員7名、事務職員1名、RA1名、そして進学相談会見学者9名であった。

第1部（9：20～10：40）の冒頭、高橋愛子研究科長の開会挨拶では、（1）大学院での学びについて；税理士法改正後の学位取得による試験科目の免除制度のために修士論文を2年間かけて仕上げることはもちろんだが、その後も何十年と生きていくことを考えれば、幅広い地平・視野・コンテクストにおいて思考することのできる教養を身につけることが重要である、（2）今後の税理士像について；堤未果氏の近著「デジタル・ファシズム」を引用しつつ、デジタル先進国であるエストニアでは税務の面倒な手続きをすべてデジタル化して「税理士は要らない」とまで言われる状況ではある、日本でデジタル化がそこまで急速に進むとは限らないが、大きな流れとして、記帳の正確さや効率性だけではなく、税理士が1人1人の人間力や教養を支えに「その人」として必要とされるかどうかが試されてくるだろう、というお話があった。

「修士論文構想報告」における院生1人当りの時間配分は、2年次生（10名）は発表10分・質疑10分、1年次生は発表2分・質疑2分とした。第1部（9：20～10：40）は2年次生4名、第2部（10：50～12：10）は2年次生4名、第3部（13：00～14：10）は2年次生2名と1年次生7名、というスケジュールである。

特に2年次生にとっては、修士論文提出の締切り（2022年1月31日）までおよそ2ヶ月半という重要な時期である。税法専門の教員として吉川保弘特命教授、野田扇三郎特命教授、橋本秀法特命教授の3名体制で、それぞれご自分の指導担当者以外の院生の発表に対してコメントをして頂いた。また、2021年度から八木規子教授による「研究方

法特論B」（2年次生春学期）、高橋愛子教授による「研究方法特論C」（2年次生秋学期）が開講されて、「学術論文」の作成についての指導体制が強化された。今回の2年次生の発表や作成されたレジュメについても、ご指導の成果が反映されていることを感じた。

そして、進学相談会見学者9名の参加を得たことは、その後の入試において確実な成果となって現れている。たとえば社会人特別入試（1月15日）の受験者が、「11月の発表会を見学して、この大学院で指導を受けたいと思った」と面接の際に述べていた。振り返れば、新型コロナの感染者数かなり少なく落ち着いていた時期にこの発表会を開催することが出来て、幸いであった。

なお、事前の準備から当日のセッティング、その場での様々な対応について、事務職員の鈴木典子さんには大変お世話になった。2022年1月末をもって退職と窺っているが、長い間、本研究科を支えていただいた。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

（報告者：木村裕二 [きむら・ゆうじ] 聖学院大学政治政策学研究科特任教授、埼玉税法研究会代表補佐）